

平成23年度 第2回 富士見市都市計画審議会 会議録

会議日時	平成23年11月15日 開会 午前 9時30分 (火) 閉会 午前11時00分							
会議場所	市長公室	出席者数	委員定数14名中 出席者14名					
出席者	委員	1号	会長	木内 芳弘		2号	委員	瀬戸口 幸子
			委員	田中正 伸			職務代理	吉野 欽三
			委員	谷澤 誠			委員	篠田 剛
			委員	柳田 政男			委員	梶 兼三
		2号	委員	千種 秀信		委員	大澤 一	
			委員	栗原 昭		委員	上川 勇治	
			委員	中澤 佳珠代		委員	小森 和雄	
	臨時委員	なし		参考人	なし			
幹事	桶田 正							
庶務担当課職員及び説明担当員等	(庶務担当課職員) 新井まちづくり推進部副部長兼まちづくり推進課長 井上市街地整備担当課長、齊藤主査、田之上主事 (説明担当員) 細田産業振興課長、忍田副課長、松島主事							
欠席委員								
議長	木内 芳弘		担当書記	田之上 侑司				

会 議 事 項

1 開 会 桶田 幹事

2 会長あいさつ 木内 会長

3 市長あいさつ 星野 市長

富士見市都市計画審議会条例第6条第1項の規定により、会長が議長にあたる。

委員の出席状況報告。委員14名中14名が出席により、富士見市都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づき、本日の会議が成立。

富士見市都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要領に基づく傍聴者は、0名であることを報告。

4 会議録署名委員の選出

富士見市都市計画審議会条例施行規則第8条第2項の規定により、会長が会議録署名委員として「谷澤」委員と「吉野」委員を指名。

また、本会議が原則公開であることが会長より述べられ、今回は非公開とする案件「なし」で了承。

5 議 事

(1) 諮 問

①富士見都市計画生産緑地地区の変更について（市決定）

担当から別添資料により概要について説明。

なお、変更に係る都市計画法第17条に基づく案の縦覧は、10月6日から20日までの2週間行い、縦覧者「0名」・意見書提出「0名」と報告。

会 議 事 項

質疑応答

委員：変更理由に「面積を実測した結果、決定面積の差異が生じた。」とあるが、地積の測量は定期的に行われるのか。

担当：測量により面積が変更された地区は、①隣接する宅地の測量と併せて生産緑地地区の測量がされたもの。②主たる農業従事者の死亡により相続が発生したため測量が必要となったもの。③土地の一部が生産緑地地区として指定されている土地の宅地造成に伴い測量されたもの。の事由により行われたものであり、定期的に測量を行っているものではありません。

委員：資料2の理由書について、第98号及び第134号生産緑地地区の変更理由は「行為制限の解除」とあるが、この2地区は生産緑地地区内の全部について行為制限の解除がされたものではないため、第213号生産緑地地区と同様の変更理由となるのではないか。

担当：ご指摘のとおり、第98号及び第134号生産緑地地区については、主たる農業従事者の死亡により行為制限の解除がされるものですが、複数の地権者からなる一団の地区指定であり所有者が異なるため、地区内の一部について行為制限の解除がされるものです。資料2は、都市計画における法定図書を使用しているものであり、わかりづらい表現となっていることをご了承ください。

なお、第213号生産緑地地区については、複数の地権者からなる一団の地区指定であり、かつ、①1名の主たる農業従事者の死亡によるもの。②この解除に伴い生産緑地地区の指定面積要件を欠いたこと。の2つの要因による行為制限の解除となっているため、別記載の変更理由となっています。

委員：測量により決定面積を変更されているが、当初の指定時において地積の測量は行われていないのか。

担当：生産緑地地区の当初指定においては、土地登記簿面積により指定しているため地積の測量は行っておりません。

委員：行為制限が解除された6地区の変更事由は、どのようなものか。

担当：6地区全てが主たる農業従事者の死亡に関するものです。

会 議 事 項

委員：羽沢2丁目地域は公園が設置されていない。第98号生産緑地地区の買取り申し出が市にされた際、公園用地として買取りの協議・検討はされたのか。

担当：羽沢2丁目地域においては、公園整備について地域要望もあることから、第98号生産緑地地区の買取り申し出において、公園用地として買取りの検討・協議を行いました。が、財政面などから買取りに至りませんでした。

委員：公園整備として緑地保全基金を活用し、生産緑地地区の買取りを行うことはできないのか。

担当：現行の緑地保全基金の基準は、現況に樹木が存在している山林を緑地として保全することを目的としているため、生産緑地地区などの農地を対象としていません。しかしながら、新たな緑地や公園などの設置が図れるよう、現在、緑地保全基金の基準について見直しの検討を行っています。

委員：平成4年と現在のそれぞれの時点における、市街化区域内農地の面積と生産緑地地区の面積及び割合を教えてください。

担当：平成4年は、市街化区域内農地：約156ヘクタール、生産緑地地区：約71ヘクタール、割合：約46パーセントとなっています。現在は、市街化区域内農地：約136ヘクタール、生産緑地地区：約88ヘクタール、割合：約65パーセントとなっています。

以上の質疑を経て、採決を行う。

「富士見都市計画生産緑地地区の変更について」挙手により賛否を諮ったところ、賛成全員（挙手14名）で原案のとおり「賛成」することに決定した。

6 閉 会 桶田 幹事